

# いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



# 『公園・総合公園』

みんなの憩いの場『都市公園』





## <国・地方自治体の施設の場合>

① 国・地方自治体が『都市公園』として設置した公園

もしくは、

② 国・地方自治体が設置していて、誰もが屋外の緑地部分のみでも利用できる施設

 に該当する施設が『公園・総合公園』ジャンル

## ①国・地方自治体が『都市公園』として設置した公園

➡ 『都市公園法』によって設置された下記の公園のこと。

### 街区公園・近隣公園・地区公園

小規模な公園(0.25ha～4haが目安)

主に住宅地に設けられた近隣の住民の憩いの場、運動の場としての公園

### 総合公園・運動公園

大規模な公園(10ha～75haが目安)

都市部の広域の住民を対象に運動や、散歩、レクリエーションなどを楽しむ目的で設置された公園



## 広域公園

市区町村をまたいで設置されている大規模な公園(50ha～ が目安)

国営公園(300ha～ が目安)

## その他

緑地・緑道→『緩衝緑地』として設置された緑地

森林公園→森林の多い規模の大きな公園につけられる公園の名称



➡ 『自然公園法』によって設置された下記の公園は『公園』ジャンルに該当しません。

自然公園

国立公園

国定公園

都道府県立自然公園

※ これらの公園は『自然景観』ジャンルになります。

## ②国・地方自治体が設置していて、誰もが屋外の緑地部分のみでも利用できる施設

- ➡ 国・地方自治体が設置している施設で、誰もが屋外の緑地部分のみで利用できる場合は『公園』ジャンルが付与されます。

### 例

- ➡ 児童館・公民館・図書館の敷地内に住民が自由に使える芝生エリアが設置されている





## <国・地方自治体の施設でない場合>

- ①入園料、入場料が必要なく
- ②公園としての利用のみで利用でき
- ③施設内に明確に区分された

『子どもが遊ぶための遊び場』が整備されている屋外の施設

 に該当する施設が『公園・総合公園』ジャンル





**③施設内に明確に区分された、  
『子どもが遊ぶための遊び場』が整備されている屋外の施設**

『子どもが遊ぶための遊び場』とは

→常設の遊具が3つ以上設置されていること。

もしくは

→子どもが走り回れる『芝生広場』として整備されていること。

※但し、遊園地・テーマパーク・動物園・水族館・サファリパークジャンルに該当する場合は除く。